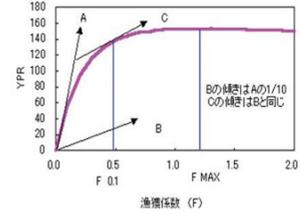


資源管理基本方針別紙2 第3の資源管理の目標及び第4の漁獲シナリオの詳細

分類	特定水産資源	資源管理の目標		漁獲シナリオ		世界全体の漁獲可能量 (漁獲シナリオに基づき算定)
		資源管理基本方針別紙2第3の資源管理の目標	具体的な値	資源管理基本方針別紙2第4の漁獲シナリオ	漁獲シナリオの詳細	
かつお・まぐろ類	別紙2-22 にしくらかじき (大西洋条約海域)	ICCAT (大西洋まぐろ類保存国際委員会のことをいう。以下同じ。)での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準を維持できる値以上の値	32,097トン	ICCATにおいて決定された漁獲可能量の算定方法を漁獲シナリオとする。	2028年までに資源量をBmsy (最大持続生産量を達成する資源量のことをいう。以下同じ。)以上に維持する確率を50%以上とする漁獲量	1,670トン (令和3管理年度)
	別紙2-23 にしまかじき 及びふうらいかじき (大西洋条約海域)	ICCATでの合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準を維持できる値以上の値	11,409トン	ICCATにおいて決定された漁獲可能量の算定方法を漁獲シナリオとする。	資源量の回復を可能とする漁獲量	355トン (令和3管理年度)
	別紙2-24 びんなが (南大西洋海域)	ICCATでの合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準を維持できる値以上の値	124,453トン	ICCATにおいて決定された漁獲可能量の算定方法を漁獲シナリオとする。	Fmsy(最大持続生産量を達成する漁獲圧力のことをいう。以下同じ。)を超えない漁獲圧力を達成する漁獲量	24,000トン (令和3管理年度)
	別紙2-25 めかじき (南大西洋海域)	ICCATでの合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準を維持できる値以上の値	52,465トン	ICCATにおいて決定された漁獲可能量の算定方法を漁獲シナリオとする。	2028年までに資源量をBmsy以上に維持する確率を50%以上とする漁獲量	14,000トン (令和3管理年度)
	別紙2-26 めかじき (北大西洋海域)	ICCATでの合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準を維持できる値以上の値	82,640トン	ICCATにおいて決定された漁獲可能量の算定方法を漁獲シナリオとする。	2028年までに資源量をBmsy以上に維持する確率を50%以上とする漁獲量	13,200トン (令和3管理年度)
	別紙2-27 めかじき (南西太平洋海域)	WCPFC (中西部太平洋まぐろ類委員会のことをいう。以下同じ。)での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準を維持できる値以上の値	17,740トン	WCPFCにおいて決定された漁獲可能量の算定方法を漁獲シナリオとする。	2000年から2006年までのいずれかの年における漁獲量以下の漁獲量 (一部の国等を除く)	※全体の漁獲可能量は設定されていない。
	別紙2-28 めばち (大西洋条約海域)	ICCATでの合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準を維持できる値以上の値	425,601トン	ICCATにおいて決定された漁獲可能量の算定方法を漁獲シナリオとする。	2034年までに資源量をBmsy以上に維持する確率を50%以上とする漁獲量	61,500トン (令和3管理年度)
	別紙2-29 めばち (東部太平洋条約海域)	IATTC (全米熱帯まぐろ類委員会のことをいう。以下同じ。)での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準を維持できる値以上の値	—	IATTCにおいて決定された漁獲可能量の算定方法を漁獲シナリオとする。	Fmsyを超えない漁獲圧力を達成する漁獲量	55,131トン (令和4管理年度)

資源管理基本方針別紙 2 第3の資源管理の目標及び第4の漁獲シナリオの詳細

分類	特定水産資源	資源管理の目標		漁獲シナリオ		世界全体の漁獲可能量 (漁獲シナリオに基づき算定)
		資源管理基本方針別紙 2 第3の資源管理の目標	具体的な値	資源管理基本方針別紙 2 第4の漁獲シナリオ	漁獲シナリオの詳細	
かつお・まぐろ類	別紙 2-30 よしきりざめ (北大西洋海域)	ICCATでの合意等に従い、資源の保全を確保できる資源水準の値	—	ICCATにおいて決定された漁獲可能量の算定方法を漁獲シナリオとする。	2011年から2015年までの期間における平均漁獲量以下の漁獲量	39,102トン (令和3管理年度)
	別紙 2-35 きはだ (インド洋協定海域)	IOTCでの合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準の値	1,069,000トン	IOTCにおいて決定された漁獲可能量の算定方法を漁獲シナリオとする。	Fmsyを超えない漁獲圧力を達成する漁獲量 (注) 我が国を含む、2017年から2019年までの期間における平均漁獲量が2,000トンから5,000トンまでの加盟国等は、漁獲量を当該期間における最大漁獲量以下に制限することが規定されている。	※全体の漁獲可能量は設定されていない。
底魚類	別紙 2-31 あかうお類 (北西大西洋条約海域 (区分3M))	NAFO (北西大西洋漁業機関のことをいう。以下同じ) での合意に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準の値とする。	—	NAFOにおいて決定された漁獲可能量の算定方法を漁獲シナリオとする。	NAFOでの合意に従い、加入量当たりの漁獲量を表す曲線における原点の傾きの10分の1となる漁獲圧力とする(図)。 	10,933トン (令和4管理年度)
	別紙 2-32 あかうお類 (北西大西洋条約海域 (区分3O))	NAFOでの合意に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準の値とする。	—	NAFOにおいて決定された漁獲可能量の算定方法を漁獲シナリオとする。	2005年以降維持されている漁獲可能量(20,000トン)。	20,000トン (令和4管理年度)
	別紙 2-34 からすがれい (北西大西洋条約海域)	NAFOでの合意に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準の値とする。	100,000~117,000トン	NAFOにおいて決定された漁獲可能量の算定方法を漁獲シナリオとする。	2037年の資源量がBmsyとなる確率を50%以上とする漁獲量。	11,755トン (公海域) (令和4管理年度)

資源管理基本方針別紙3 第2の資源管理の目標及び第3の漁獲シナリオの詳細

分類	特定水産資源	資源管理の目標		漁獲シナリオ		世界全体の漁獲可能量 (漁獲シナリオに基づき算定)
		資源管理基本方針別紙3第2の資源管理の目標	具体的な値	資源管理基本方針別紙3第3の漁獲シナリオ	漁獲シナリオの詳細	
かつお・まぐろ類	別紙3-1 めばち (中西部太平洋条約海域)	WCPFC(中西部太平洋まぐろ類委員会)での合意等に従い、暫定的に、漁獲がないと仮定した場合に推定される親魚資源量に対する実際の親魚資源量の割合を平成24年(2012年)から平成27年(2015年)までの期間における平均値以上に維持する。	-	WCPFCで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。	漁獲圧力を増加させない漁獲量	※全体の漁獲可能量は設定されていない。
	別紙3-3 かつお (中西部太平洋条約海域)	WCPFCでの合意等に従い、暫定的に、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の近年平均値の50%の値とする。	-	WCPFCで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。	漁獲圧力を維持する漁獲量	※全体の漁獲可能量は設定されていない。
	別紙3-4 かつお (インド洋協定海域)	IOTC(インド洋まぐろ類委員会)での合意等に従い、暫定的に、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準の値とする。	-	IOTCで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。	-	513,572トン (令和4管理年度)
	別紙3-5 きはだ (中西部太平洋条約海域)	WCPFCでの合意等に従い、暫定的に、漁獲がないと仮定した場合に推定される親魚資源量に対する実際の親魚資源量の割合を平成24年(2012年)から平成27年(2015年)までの期間における平均値以上に維持する。	-	WCPFCで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。	漁獲圧力を維持する漁獲量	※全体の漁獲可能量は設定されていない。
	別紙3-6 きはだ (大西洋条約海域)	ICCAT(大西洋まぐろ類保存国際委員会)での合意等に従い、資源の持続的な利用の継続を確保できる資源水準の値とする。	-	ICCATで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。	2033年までに資源量をBmsy(最大持続生産量を達成する資源量のことをいう。以下同じ。)以上に維持し、かつ漁獲圧力がFmsy(最大持続生産量を達成する漁獲圧力のことをいう。以下同じ。)を下回る確率が50%以上となる漁獲量	110,000トン (令和3管理年度)

資源管理基本方針別紙3 第2の資源管理の目標及び第3の漁獲シナリオの詳細

分類	特定水産資源	資源管理の目標		漁獲シナリオ		世界全体の漁獲可能量 (漁獲シナリオに基づき算定)
		資源管理基本方針別紙3第2の資源管理の目標	具体的な値	資源管理基本方針別紙3第3の漁獲シナリオ	漁獲シナリオの詳細	
かつお・まぐろ類	別紙3-7 きはだ (東部太平洋条約海域)	IATTC(全米熱帯まぐろ類委員会)での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準の値とする。	-	IATTCで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。	Fmsyを超えない漁獲圧力を達成する漁獲量	※全体の漁獲可能量は設定されていない。
	別紙3-11 びんなが (インド洋協定海域)	IOTCでの合意等に従い、暫定的に、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準の値とする。	23,200トン	IOTCで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。	-	※全体の漁獲可能量は設定されていない。
	別紙3-12 びんなが (北西太平洋海域)	WCPFCでの合意等に従い、現状の資源水準の値とする。	-	WCPFCで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。	実際の親魚資源量が、漁業がないと仮定した場合に推定される親魚資源量の20%を下回らない漁獲圧力を達成する漁獲量	※全体の漁獲可能量は設定されていない。
	別紙3-13 びんなが (南西太平洋海域)	WCPFCでの合意等に従い、暫定的に、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の56%の値とする。	-	WCPFCで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。	親魚資源量の近年平均値を漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の56%の値に維持する漁獲圧力を達成する漁獲量	※全体の漁獲可能量は設定されていない。
	別紙3-14 びんなが (北東太平洋海域)	IATTCでの合意等に従い、資源の長期的な持続可能性を確保できる資源水準の値とする。	-	IATTCで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。	漁獲圧力を増加させない漁獲量	※全体の漁獲可能量は設定されていない。
	別紙3-15 めかじき (インド洋協定海域)	IOTCでの合意等に従い、暫定的に、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準の値とする。	59,000トン	IOTCで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。	-	※全体の漁獲可能量は設定されていない。
	別紙3-16 めかじき (北西太平洋海域)	WCPFCでの合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準の値とする。	15,702トン	WCPFCで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。	Fmsyを超えない漁獲圧力を達成する漁獲量	※全体の漁獲可能量は設定されていない。

資源管理基本方針別紙3 第2の資源管理の目標及び第3の漁獲シナリオの詳細

分類	特定水産資源	資源管理の目標		漁獲シナリオ		世界全体の漁獲可能量 (漁獲シナリオに基づき算定)
		資源管理基本方針別紙3第2の資源管理の目標	具体的な値	資源管理基本方針別紙3第3の漁獲シナリオ	漁獲シナリオの詳細	
かつお・まぐろ類	別紙3-17 めばち (インド洋協定海域)	IOTCでの合意等に従い、暫定的に、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準の値とする。	503,000トン	IOTCで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。	—	※全体の漁獲可能量は設定されていない。
	別紙3-21 よしきりざめ (北西太平洋海域)	WCPFCでの合意等に従い、資源の長期的な保存と持続的な利用を確保できる資源水準の値とする。	—	WCPFCで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。	—	※全体の漁獲可能量は設定されていない。
底魚類	別紙3-2 おおえんこうがに類 (南東大西洋条約海域)	SEAF0(南東大西洋漁業機関)での合意等に従い、資源の長期的な保存及び持続的な利用を確保できる資源水準の値とする。	—	SEAF0で決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。	ハーベスト・コントロール・ルールに基づき、2年に一度TAC値を更新する。新TAC値の計算方法は、過去5か年のCPUEが増加傾向にある場合はその増加率分を前TAC値に上乘せ、減少傾向にある場合はその減少率に2を乗じた分を前TAC値から削減。ただし、前TAC値から±5%を超えない数値とする。	362トン (令和4管理年度)
	別紙3-8 きんめだい (北太平洋漁業資源保存条約海域)	NPFC(北太平洋漁業委員会)での合意等に従い、資源の長期的な保存及び持続的な利用を確保できる資源水準の値とする。	—	NPFCで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。	—	※全体の漁獲可能量は設定されていない。
	別紙3-9 きんめだい (南インド洋漁業協定海域)	SIOFA(南インド洋漁業協定締約国会議)での合意等に従い、資源の長期的な保存及び持続的な利用を確保できる資源水準の値とする。	—	SIOFAで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。	—	※全体の漁獲可能量は設定されていない。
	別紙3-10 くさかりつばだい (北太平洋漁業資源保存条約海域)	NPFCでの合意等に従い、資源の長期的な保存及び持続的な利用を確保できる資源水準の値とする。	—	NPFCで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。	—	※全体の漁獲可能量は設定されていない。

資源管理基本方針別紙3 第2の資源管理の目標及び第3の漁獲シナリオの詳細

分類	特定水産資源	資源管理の目標		漁獲シナリオ		世界全体の漁獲可能量 (漁獲シナリオに基づき算定)
		資源管理基本方針別紙3第2の資源管理の目標	具体的な値	資源管理基本方針別紙3第3の漁獲シナリオ	漁獲シナリオの詳細	
底魚類	別紙3-18 めろ類 (南極海洋生物資源保存条約海域)	CCAMLR (南極の海洋生物資源の保存に関する委員会) の合意等に従い、資源の合理的な利用を含む保存を確保できる資源水準の値とする。	—	CCAMLRで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。	十分な資源調査が行われておらず、資源管理目標が適用されていない海域 (日本が操業する48.6海区含む) については、海区別に定められた調査漁業・開発漁業計画を実施する。資源量指数もしくは推定量が減少傾向の場合、前漁期の漁獲量制限の8割、資源量指数もしくは推定量が安定もしくは増加傾向の場合、推定資源量の4%。ただし、増減は前漁期の2割を超えない。	48.6海区のTAC: 576トン (令和3年/令和4年)
	別紙3-19 めろ類 (南インド漁業協定海域)	SIOFAでの合意等に従い、資源の長期的な保存及び持続的な利用を確保できる資源水準の値とする。	—	SIOFAで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。	—	※全体の漁獲可能量は設定されていない。
	別紙3-20 めろ類 (南東大西洋条約海域)	SEAF0での合意等に従い、資源の長期的な保存及び持続的な利用を確保できる資源水準の値とする。	—	SEAF0で決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。	ハーベスト・コントロール・ルールに基づき、2年に一度TAC値を更新する。新TAC値の計算方法は、過去5か年のCPUEが増加傾向にある場合はその増加率分を前TAC値に上乘せ、減少傾向にある場合はその減少率に2を乗じた分を前TAC値から削減。ただし、前TAC値から±5%を超えない数値とする。	261トン (令和4管理年度)